

前橋市教育委員会(前橋市青少年支援センター) 教育支援教室「かがやき」



- 開設 平成17年4月1日
 □代表者職氏名 前橋市青少年支援センター所長 横澤 信一
 □所在地 〒371-0217 前橋市粕川町西田面216番地1
 前橋市役所粕川支所内
 □電話 TEL(027)285-5345

1 運営の目的

- (1) 前橋市内に在住する不登校児童生徒の集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、社会的自立及び学校生活への復帰を援助する。
- (2) 教育支援教室は、前橋市青少年支援センターにおける教育相談事業の一環として教育相談、学習指導、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う。
- (3) 教育支援教室は、別に設置する「前橋市不登校問題等対策委員会」を研究協力組織として位置づけ、実践的研究の推進を図る。

2 令和5年度の職員の構成・分担

職員	業務内容
教育相談指導員 3名	渉外・教育相談・教科指導 生活指導・課外活動

3 入室対象及び受け入れ状況

- (1) 入室対象
前橋市内の小中学校に在籍し、学校に行きにくくなったり、行きたくても行けずに困ったりしている児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。

(2) 受け入れ状況(令和4年度)

小学生3名 中学生12名 合計15名

4 開設状況

- (1) 開設日時
学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:15～14:45(児童生徒の入室時間)
- (2) 開設期間(令和5年度)
1学期 4月7日～7月20日
2学期 8月28日～12月22日
3学期 1月9日～3月26日

(3) 日時程

時間	主な活動内容
9:00～9:15	職員打合せ
9:15～10:00	出席確認・朝学活・朝読書
10:00～12:00	学習
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～13:20	清掃
13:20～14:40	学習・交流活動
14:40～14:50	帰り学活・振り返り
14:05～15:00	職員打合せ

(4) 主な行事予定(令和5年度)

	月	行事
1学期	4月	1学期始業式 環境整備
	6月	天文教室
	7月	進路説明会
	随時	1学期終業式 在籍校との情報交換 保護者との面談
2学期	8月	2学期始業式
	10月	屋外体験学習
	11月	進路説明会
	12月	職業体験学習
3学期	随時	2学期終業式 在籍校との情報交換 保護者との面談
	1月	3学期始業式
	2月	体験活動
	3月	卒業式・修了式
随時		在籍校との情報交換 保護者との面談

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長に申し出る。

在籍校の校長は、依頼書及び調査書を添えて、青少年支援センター所長に申し出る。

青少年支援センター所長は、申し出があったとき、所内会議（所長・指導員・担当指導主事等）により入室を検討する。

青少年支援センター所長は、入室を認めたとき、その旨を在籍校の校長に連絡する。

在籍校の校長は、入室が許可されたことを入室希望の児童生徒保護者に連絡する。

(2) 退室の手続き

退室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長に申し出る。

在籍校の校長は、依頼書を添えて、青少年支援センター所長に申し出る。

青少年支援センター所長は、退室を認める旨を在籍校の校長に連絡する。

在籍校の校長は、退室が認められたことを退室希望の児童生徒保護者に連絡する。

- 学校復帰の状態が、断続的または、相談室や保健室登校で、不安定な場合も考えられるので、再登校が果たせてもしくは、「あすなろ」または他の教育支援教室の再通室の窓口を開いておく。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- 毎月末に、出席状況及び生活状況を文書で報告する。
- 学級担任、学年主任、管理職との情報交換等により連携を密にする。
- 必要に応じて、校内テストの実施にも配慮する。
- 特に再登校の兆しが見えてきた場合は、学級担任等と十分に連絡をとり、スムーズな再登校に結びつける。
- 学校訪問を適宜行う。

(2) 家庭との連携

- 保護者会・三者面談等を定期的に関き、家庭との連携に努める。
- 随時、保護者面接・電話相談を行う。
- 通信等を発行する。

(3) 関連機関との連携

不登校の問題には、様々な要因が考えられるので、それぞれのケースについて、必要に応じて関係機関との連携を図り、情報交換を密にして問題の解決に努める。

《主な関係機関》

- ・ 教育支援教室
「にじの家」「あすなろ」「かけはし」
- ・ 中央児童相談所
- ・ 群馬県総合教育センター 等

7 特色ある活動

- 常に、児童生徒の考えや悩みに気を配り、学校との連携を必要とするときは、迅速に連絡をとる。
- 保護者会を開催し、相互に支え合う関係づくりの構築を図る。

8 訪問型支援

- 不登校傾向にある小学生とその保護者、教育支援教室に入室したが、通室することを躊躇している児童生徒に対して、指導員が家庭訪問を行い支援する。

9 交流活動

- 市内3ヶ所の教育支援教室（にじの家、かがやき、あすなろ）合同で、新型コロナウイルス感染防止を考慮しながら、進路説明会や屋外体験学習などを実施したり、保護者間の交流会を開催したりする。